

<注記>

(1) 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年1月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（平成28年2月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）及び第81（注解60、61）については、経過措置を適用していることから、改訂前の第43（注解39）及び第81（注解60）を適用しております。

① 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、将来の予見しがたい労働災害等に係る調査研究業務への柔軟な対応を確保する観点から困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	4～42年
機械及び装置	3～15年
車両運搬具	5年
工具器具備品	3～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

III リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

④ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

I 貯蔵品

先入先出法による原価法

II 未成受託研究支出金

個別法による原価法

⑥ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

平成28年4月1日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0%で計算しております。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 貸借対照表関係

① 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

75,364,908 円

② 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

876,052,766 円

(3) 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は72,734円であり、当該影響額を

除いた当期総利益は 378,178,929 円であります。

(4) キャッシュ・フロー計算書関係

① 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定

738,256,377 円

② 重要な非資金取引

寄附の受入による資産の取得

1,986,120 円

ファイナンス・リース契約による資産の取得

27,673,920 円

(5) 行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、4,550,649 円は、国からの出向者に係るものであります。

(6) 金融商品関係

① 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

② 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	738,256,377	738,256,377	-
(2) 未収金	20,588,000	20,588,000	-
(3) 未払金	(258,443,107)	(258,443,107)	(-)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

① 資産除去債務の概要

当法人は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）に基づき、RI 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について資産除去債務を計上しております。

② 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から 14 年間、割引率は 1.349%（国債利回り）を採用しております。

③ 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,943,772 円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 円
時の経過による資産除去債務の調整額	188,101 円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	— 円
期末残高	14,131,873 円

(8) 区分経理

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 12 条に基づき社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理（社会復帰促進等事業勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

(9) その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成 27 年法律第 17 号）（以下「法律」という。）により、法律の施行の時（平成 28 年 4 月 1 日）に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は解散した上で、その組織及び業務を新法人に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）と改めております。研究所が有する権利及び義務のうち国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を機構が承継しております。

なお、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散による影響を財務諸表等には反映しておりません。